

第2回

隠し目付のはなし

令和4年7月23日(土) 13時30分～15時

於 大東コミュニティセンター 多目的ホール

はじめに

先に仙台藩の小人目付や一関藩の横目についてはなしたが、その際はなし残した重要な問題がある。それは、仙台藩の小人目付には隠し目付としての任務があり、また一関藩でも足軽が隠し横目として行動したということである。以下、この点について前回はなしを少し補足する。

I 隠し目付の是非

1) 隠し目付を高く評価する意見

犯罪捜査、あるいは広く政治のため、捜査員ないしその協力者が身分を隠して行動することは、現在でもよくあることだろう。例えば、刑事と呼ばれる人々は私服で職務に当たっており、一見ただけでは警察官とは分からない(覆面パトカーも同様だろう)。時代をさかのぼって、ヨーロッパ型の警察制度が導入された明治の初めにも、和服で捜査に従事した角袖巡査と呼ばれる人々がいたらしい。

時代をさらにさかのぼって江戸時代には、手許にある資料を探してみると、隠し目付や忍び廻り等と呼ばれる人々がおおり、その有効性を高く評価する著作として、おそらく盛岡藩士と推測される「御邦深山幽谷の住民 無名老人」が文久3年(1863)に著した『夢中翁嘉言』前編巻の5(『岩手史叢』9巻・経済意見集、507～510頁)がある。それによれば、

- ・盛岡藩は忍び廻りが薄いため政治が行き届かない。隣国他国は忍び廻りが頻繁に廻るため国中悪事ができず政事が行き届き、国人は安穩である。
- ・秋田藩には御小人が150人ほどいて、国中を廻って悪事を見付け糺して上申するので、悪事をする事ができない。また孝子義民も早く上申されるので、称誉される者も多い。
- ・米沢藩は教導懸かり・危難懸かりという者が1管所に2人ずつ付いている。これは忍び廻りでなく顕れて廻るが、この2人を監視する聞きつくろいという者がついて廻るので、教導懸かりは依怙最良をしたり賄賂を取ったりできない。
- ・仙台藩には浅黄鱗というものがある。浅黄の大鱗は、獄屋や斬首・磔等を担当する。小鱗は市中・在々を走り回って悪事を禁じ、地頭の非道を上申する。夫婦喧嘩や親子喧嘩の処理や孝子義民の上申もする。御小人の4、5人も廻らない所はないから、悪事をする事はできない。
- ・金沢藩は侍を在村させて善悪を記録させ、1ヶ年に3、4度ずつ廻村する大頭に報告

させる。このように政事が厳しいため、悪事をする事ができない。

- ・盛岡藩のみは間者^{かんじや}ということも稀で、下々のことを詳しく知らないため仁政が行き届かず、泣いている者が多い。

実際には、『雑書』延宝^{えんぽう}8年(1680)2月11日条(4巻429頁)によれば、先に設置した火廻りの者が懈怠なく見廻っているかを確認するため、「隠し目付として」岩間浅右衛門等6人が任命され、「一日一夜式人ずつ、右六人三番二割り、昼夜油断なく見廻り候よう二」申し渡されているので、盛岡藩自体も隠し目付を利用している。したがって、この記事すべてが正確とも思われないが、少なくとも忍び廻り＝隠し目付がいる藩は政事がよいとして、隠し目付の存在を高く評価していることは間違いない。

2) 隠し目付を原則として否定する意見

一方、仙台藩の家臣で儒者の桜田虎門^{さくらだこもん}が天保^{てんぽう}5年(1834)に著した『経世談』^{けいせいだん}巻の3の「かくし目付を論ず」(『日本経済大典』16、341～343頁)は、

- ・隠し目付を使うのは明君良相^{めいくんりやうそう}のなすべきことではない。なぜならば、王政は民を子のごとくに扱うことだから、誠を推して行うのみであり、不意を犯して罪に陥れることなどはしないものだ。
- ・しかし末世悪習^{くわんぎ}の時にすばやく民の非義を正すためには、一時的に隠し目付を用いることは権宜の法といえるだろう。
- ・だが、誠を推すという意識を失わないようにかねてより申しておき、不束^{ふつつか}のことが多く聞こえるので隠し目付を使うということを聞かせておくべきである。こうしておけば、みな畏^{おそ}れる心があるから、罪を犯す者は少なくなる。これも父母が子を扱う心である。

この立場では、明君良相の政事は正々堂々で行われるべきであって、隠れて悪事を発見するなどはしないものだという原則を主張しつつ、それでも領民の悪習を一刻も早く是正する必要があるときは、一時的に隠し目付を廻すということを明言したうえで、それを使うこともやむを得ないとする。

II 江戸幕府

隠し目付使用の是非については、上記以外にも意見があろうが、実際には幕府をはじめ多くの諸藩で利用されたのではなかろうか。そこでまず幕府であるが、さしあたり御小人目付^{おにわばん}・御庭番及び隠密廻り同心が隠し目付に当たるだろう。

1) 御小人目付

『旧事諮問録』上(岩波文庫)230頁に、旧幕府時代に目付を勤めた山口泉処と質問者との次のような問答が掲載される。

◎答 (上略) 何の誰の平生の行状、ならびに家事の様子を探索して見ろということを言い付けられます。そうすると、目付の支配中にある探索方に目付が、それを言い付けるのです。

◎問 それは何者ですか、探索方というのは。

◎答 それは御小人目付です。

また、同上、243・4頁には次のようにある。

- ◎問 諸藩の支配下へ姿を変えて、入り込んだりする隠し目付は何ですか。
- ◎答 御小人目付です。八百屋に化けたり、姿を変えて這入るのは御小人目付です。あれは、目付が言い付けるのです。
- ◎問 將軍の隠し目付の御庭番は……
- ◎答 あれは目付の支配ではありませぬ。あれ[兩番格御庭番、小十人格御庭番]は、御広敷の方の者です。
- ◎問 隠密という方は。
- ◎答 御小人目付です。
- ◎問 御小人目付の下に使った者はおりましたか。
- ◎答 それはあるかも知れませぬ。御小人はその下であります。
- ◎問 実際、御小人目付はそんなことができましたか。
- ◎答 御小人目付などはできますとも、黒鉄あたりから上へ挙げられた者はできます。
(黒鉄＝江戸城内の城番・作事・防火などに従事した軽輩。戦国時代には築城・道普請、戦場の死体処理などを行った)

松平太郎『江戸時代制度の研究』(1919年、再復刻版、新人物往来社、1993年)780・781頁によれば、近世後期には100人前後の小人目付がおり、將軍外出の際には黒絹の^{あわせ}裕羽織を着て従ったので、俗に黒羽織と称されたいが、大名の城郭普請の願い出があれば、事前に小人目付が隠密に調査することもあった。

これらの記録をみる限り、江戸幕府の隠し目付＝御小人目付の主たる任務の1つに、幕臣の行状探索や大名の施政確認があったようで、その任務に就くときは姿形を変えて行くことがあったらしい。したがって、犯罪の被疑者探索を目的とする隠し目付とは、その性格を異にすると思われるが、江戸時代には行政と司法が未分離だったから、犯罪捜査にはまったく無関係とまではいえないのではないか。

2) 御庭番

深井雅海『江戸城御庭番』(中公新書、1992年)「まえがき」ii頁は、次のように述べる。

御庭番は、紀州藩主徳川吉宗が八代將軍職を継いだ際、將軍独自の情報収集機関として設置されたものである。この將軍直属の隠密という点が、他の隠密とは異なる御庭番の最大の特徴であった。そして御庭番は將軍やその側近役人である御側御用取次の指令をうけて、諸大名や遠国奉行所・代官所などの実状調査、また老中以下諸役人の行状や世間の風聞などの情報を収集、その調査結果を風聞書にまとめて上申し、將軍はその情報を幕府政治に反映させていた。

この指摘に従えば、御庭番は政治的諜報機関であって犯罪捜査機関ではない。しかし、同書、168頁、172頁などによると、遠国御用に出かける御庭番は町人名を名乗ったり、姿を替えたりしたらしいので、この点に限っては隠し目付と同様といっていいたろう。

ちなみに、伊賀者・甲賀者が戦国時代に間諜や斥候として活躍し、その一部が江戸幕府に抱えられて、初期には隠密を勤めていたといわれるが、彼らは次第に警備を主任務とする役職に編成され、隠密としての機能は徐々に消滅していったらしい(同書、4・5頁)。

3) 隠密廻り同心

一方、町奉行所同心の1職掌である隠密廻りは三廻り（定廻り、臨時廻り、隠密廻り）の筆頭であり、犯罪者の捕縛よりも市中の風評について探索して町奉行に報告することを任務とした。決して目付と呼ばれなかったが、隠密廻りという言葉からすれば、隠し目付と同様の職務を果たしたのではなかろうか。

石井良助編『江戸町方の制度』（新人物往来社、1968年）は、『朝野新聞』に明治25年（1892）4月～26年7月に連載された文章を元にした書物であるが、その19頁に「同心も場合によっては職人体などに姿を替えて探偵することもありしという」として、柴又村帝釈天境内の捕り物の際、隠密方の同心が職人体に姿を替えて、茶店で右の腰より煙草入れを取り出したのをみて、茶店の老爺に「お前さんも元は御武家だとみえます」といわれて驚いたというエピソードを載せている。

また、佐久間長敬著・南和男校注『江戸町奉行事蹟問答』（人物往来社、1967年）233頁に、著者が聞いた昔の話として、大名屋敷に逃げ込んで隠れた罪人探索のため、同心が中間に姿を変えてその大名屋敷に奉公住まいをし、ついにその罪人を突き止めたとの記事がある。著者の佐久間長敬は、幕末時に町奉行所与力だった人物である。これらの記事から、隠密廻り同心は姿形を変えて探索に当たったこともあったのだろう。

なお、隠密廻り同心人数は南北各町奉行所2人ずつであり、定廻りは各6人ずつ、臨時廻りも各6人ずつだった。この両町奉行所合わせて28人の三廻り同心が江戸町人地（人口約50万人）の治安維持を主として担当したのであり、警察力としてはまったく弱体だった。それを補うため、目明かし・岡っ引きなどと呼ばれる、近世後期にはその利用を禁じられていた手先を利用せざるを得なかった。

III 一関藩の隠し横目

中井陽子編『一関 原田文書』（川嶋印刷、1986年）所収の〔御目付勤め方〕の宝暦3年（1753）9月条に、「このたび御吟味をもって、立ち見の節三ヶ郡へ隠し横目指し出し候よう御指図につき、足輕の内より十人誓詞申し付け、指し出す」（158頁）とあり、また、享保14年（1729）9月として、「ぶっそうにつき、夜中ばかり別段に誓詞申し付け、隠し横目四人足輕より申し付け、ほか夜廻り追々指し出す」（160頁）と記す。

したがって、隠し横目は正規の横目ではなく、足輕から任命されるものだったと思われる。前者は「立ち見（＝田地見）の節」だから、収穫前の稲の出来具合を見分するものだったようであり、後者は治安維持が目的だったと思われる。後者に隠し横目が出されるのは理解できるが、前者はなぜ隠し横目が派遣されたのであろうか。何らかの不正行為を予見したのだろうか。

いずれにせよ、一関藩の隠し横目については、この史料以外みていないので、十分ななしをできない。

IV 仙台藩の隠し目付

仙台藩の場合は、小人の定廻り番が姿を変えて城下を廻るケースと、小人目付が小人を引き連れて、変装して郡村を廻るケースとがあるようである。

1) 仙台北城下の定廻り番

まず城下を定廻り番が巡回するケースである。享保^{きやうほう}18年(1733)3月及び宝暦^{ほうれき}5年(1755)9月再達の「先年より定廻り番へ仰せ渡しおかれ候御ケ条」全10ヶ条(東北大学附属図書館蔵『先年より御小人目付へ仰せ渡さる御ケ条頭書等』)の第1条に、定廻り番の任務は「大進歴々・小進等に至るまで、侍はもちろん、下々末まで、何ぞ御法度を背き候者か、何の儀にても悪事これある段唱えの儀承り及び候はば、実不実の儀とも申し聞くべく候こと」と明記される。

この任務を遂行するため、第6条に「惣じて廻り番と見立て申さざるよう第一に心がけ」、第8条に「何様にも身を^{こしら}え相越すべく候」などある点より、彼らは、城下の侍や庶民に定廻り番と気付かれないように任務を遂行することを求められた。

安永^{あんえい}4年(1775)頃と推測される年不詳6月25日の書付(『同上』)によれば、当時の人数は14人で、そのうち江戸勤番6人、国許勤務8人だった。彼らは毎日のように廻り番をして、所々で広く人々に接触して諸事を聞き出し、いたずら者の手筋等も探り出す勤務のため、かねてより懇意の者を求めておく必要がある。

この情報収集には一定の費用が必要であり、またその日暮らしの者等に頼むこともあって、それぞれ礼物を贈ることもあるだろうとの理由で、国許勤務の者8人にはその御用金として1ヶ年に5両与えられ、これを8人で配分^{みってい}することとされた。

以上の記事から、定廻り番御小人が密偵^{みつてい}として情報収集活動を日常的に行っていた姿を想像することは、さほど困難ではあるまい。彼らのこの職務については、早い時期の事例として、宝永^{ほうえい}7年(1710)6月11日判決で、堤下^{つづみした}(現仙台市青葉区)の菊田屋弥三郎借屋の菅野屋彦右衛門が「たん」という女を、同借屋の笹屋半三郎が「つや」という女を、それぞれ抱えて客の相手をさせたことが、商人の扮装をした隠し目付によって摘発され、それぞれ遠島、妻子奴、家財欠所とされた(『藩法史料叢書』3・仙台藩上(創文社、2002年)、189・190頁、275~279頁)ことが挙げられる。隠し目付は、このようなおとり捜査の手法をきわめてしばしば利用したのではないかと想像される。

さらに幕末期について、『仙台市史』資料編3・近世2・城下町(仙台市、1997年)520~540頁にいくつかの事例が掲げられているので、その内から3つほどを紹介しよう。

① 安政^{あんせい}3年(1856)肴^{さかなまち}町升屋抱え女一件(524・525頁)

同年11月24日、定廻り番小人伊三郎・長十郎より、肴町魚問屋升屋善兵衛が江戸下りの娘を抱え女にして、家臣の屋敷内に住まわせ、酒宴座敷に呼ばれて芸者同様の渡世をしたり、座頭方に付け届けもなく三味線・清元の指南をするなど、勝手我が儘をしていることを承り抜いた旨報告があった。

② 安政4年(1857)悪者番付一件(533~535頁)【資料1】

同年12月、小人目付佐藤円之丞・伊藤升次郎より、寺小路^{てらこうじ}の小野幸之進が、城下の目明かし・十人組^{じゅうにんぐみ}・用達^{ようたし}や在々の合判持などの悪者の名前数十人を取り調べて、相撲番付のように作成し、それに掲載されている人物を訪ねて金銭をねだり取っているということが、同番付を添えて報告された。なお、後日、番付作成者を小野幸之進としたのは間違いで、正しくは石田豊前組の小野伊太夫嫡子小野作兵衛であった旨報告された。

③ 年未詳・見苦しい菓子商売一件(539~540頁)

2月、小人目付佐々木四郎兵衛・内藤辰三郎より、22日に市中廻勤の節、大町3丁目大黒屋多津借家の喜七郎という菓子商売の者が、らくがんで男根の形に拵えた品を「笑菓」

と名付けて商売していることを聞き出したので、検断にも対応させて、今後このような品は売り出さないことを誓約させたうえ、今回は吟味に及ばないことにして、今ある品は割らせた旨報告があった。

2) 郡村をめぐる小人目付

東北大学附属図書館蔵『御制事の巻』181号、宝暦^{ほうれき}9年(1759)5月30日書付に「御小人目付は身分は軽く候えども、役柄^{やくがら}の者にて」、215号、明和^{めいわ}2年(1765)8月5日書付に「右役(＝御小人目付)の儀は重役の儀にこれあり」、237号、寛政^{かんぜい}10年(1798)7月24日書付に「御小人目付の儀は身分軽く候とも、御上下の差別なく諸人の恐れもこれある役方の儀に候」などとあるように、身分は必ずしも高くはなかったが、凡下のみならず諸士に対しても、厳しい取り締まりを許されていた役職であった。

彼らの特徴は、冒頭の『夢中翁嘉言』にある通り木綿浅黄地鱗形の法被^{ほっぴ}を着用することであり、勘定所で渡り物を受け取る際、証人帳がなくても、この法被を着ていれば渡して貰える(『御制事の巻』217号、明和5年(1768)10月23日書付)ほど権威のあるものだった。

ところが、東北大学附属図書館蔵『御郡始末の扣』収録宝暦^{ほうれき}14年(1764)3月12日書付によれば、宝暦5年(1755)の凶作以後のことと思われるが、密石(＝穀物の密輸出)の取り締まりに小人目付が在々へ派遣されるようになり、その際は「かねて着用の羽織も着せず、(中略)平人体へ身振り替え、雑人へも相交じり、御小人目付と相知れざるように身分ともに取り崩し、何者とも相心得ず候ようにつかまつり」、奥筋見物に來た者だとか、諸家中の者だとか、その所々でさまざまに偽って徘徊して密石の情報を得ることが命じられた。

このような小人目付を隠し目付として利用することに対し、小人目付側はきわめて強く反発する。いわく

- ・まずもって御小人目付役方に似合わざる虚言・偽りをもって人を欺く儀は、まったくこれあるまじき儀と存じたてまつり候、
 - ・御小人目付を密横目等に召し使われ候儀はござなく候、
 - ・御小人目付第一の目印羽織着用つかまつらず候儀は、よんどころなき仕合に存じたてまつり候、
 - ・世上御小人目付恐れをも、潔白の勤め方にこれある故の儀に候ところ、時により隠し横目ともなり候者といずれも心得おり候ようにては、第一御役威の衰えに相なり、自然御役の進みにもこれなく、すなわち御政体の衰えにこれある儀と存じたてまつり候、
- こう主張して、小人目付を隠し目付として利用しないよう要求した。この主張を藩上層部ももつともだとして一応は受け入れたようである。ただし、将来のことを考えると、密石取り締まりに隠し目付として小人目付を利用することは絶対にしないとまではいえないというのが藩の姿勢である(『同上』収録明和元年(1764)10月20日書付)。

しかし、『同上』収録明和2年(1765)4月書付には、「在々密物^{しま}御小人目付、只今までは鱗羽織着用致さず、往還ならびに役所にて着用致さず候ところ、この末往還ならびに役所にて鱗羽織着用、御小人目付の役儀相立て、相勤め候ようこれあるべく候こと」とあるので、さしあたり小人目付の要求通りになったものと思われる。(『近年被仰渡之

部』17号も同文)

以上のように、藩としては、小人目付を隠し目付として利用して効果的に密石取り締まりを実施しようとしたが、小人目付自身は、制服である鱗羽織を着用し、役威を保つことこそ重要で、それが失われれば政体の衰えにつながるのだとまで主張したのである。

したがって、仙台藩の小人目付を隠し目付とのみ位置付けることは一面的であり、むしろ、配下の小人や手先を使いつつ、鱗羽織を着用して正々堂々と役目を果たすことこそが彼らの望むところだったといえよう。

3) 隠し横目と偽って村方騒動惹起

高倉淳編『仙台藩刑罰記』(自費出版、1988年)373号(209・210頁)の享保^{きやうほう}11年(1726)11月11日判決によれば、東山藤沢村(藤沢^{ちやう}町)の半六が、礼金を取るため、隠し横目のように偽って、藩より村へ渡された金を肝入が村人に渡さないといつて、五串村(旧一関市)^{いつくし}・赤荻村(同)・平泉村(平泉^{ちやう}町)の百姓に申し勧めて肝入所へ大勢押し込ませた事件の首謀者とされ、五串村で磔に処されている。この事件の詳細についてはまだ調べていないが、隠し横目はその本質からして本当の横目なのか否かの判定が困難であり、それゆえに隠し横目と称することが一定の権威を付与する効果をもったといえる。

なお、藩より村へ渡された金を肝入が村人に渡さないとの半六の主張がまったくの偽りだったといえないかもしれない。というのは、『仙台藩刑罰記』385号(212・213頁)の享保11年12月2日判決で、西岩井郡猪岡村(旧一関市)^{いのおか}の元肝入権七が、藩より返された金を百姓に渡さなかったとして、遠き川切り追放に処されており、実際に悪質な肝入がいたらしいからである。そのためもあるうか、半六にそそのかされた五串村等の百姓たちは、宥免されて沙汰に及ばず慎みとされて、厳しい処罰を受けていない。

おわりに

犯罪捜査には、いつの時代にも身分を隠してそれに当たる人間がおり、その有効性はおそらく否定できないであろうが、江戸時代の儒学者のなかには、そのような隠し目付は明君良相が採用すべきでないとの意見があり、また、隠し目付として行動した仙台藩の小人目付にも、任務を遂行するときには制服である鱗羽織を着用して、正々堂々と行動したいとの意見もあったことを紹介した。

この隠し目付は、その性格からして隠密裏に行動するため、その実態を窺える記録がそもそも作成されないことが多く、またたとえ記録が作成されたとしても、それが意識的に破棄されるなどして残りにくい。

したがって、その実態解明は困難を伴うけれども、わずかに残された資料を手懸かりにして、彼らの動きを明らかにする試みは必要であろう。今回ののはなしは、その試みのごく初歩に過ぎない。

オトコデナカガミ
 (資料1) 仙台縣直鑑 (『仙台市史』資料編3・近世2・城下町、口絵)

十ノ町 八ノ町 七ノ町 六ノ町 五ノ町 四ノ町 三ノ町 二ノ町 一ノ町	仙台縣直鑑	十ノ町 八ノ町 七ノ町 六ノ町 五ノ町 四ノ町 三ノ町 二ノ町 一ノ町
水沢 タカキ ワキタ 大カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ	仙台縣直鑑	古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ
古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ	仙台縣直鑑	古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ
古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ	仙台縣直鑑	古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ
古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ	仙台縣直鑑	古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ 古カキ